

名古屋市災害時電源協力車制度事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は名古屋市災害時電源協力車制度要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み受付開始日)

第2条 要綱第3条第4項に規定する受付開始日は、令和4年7月1日とする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。